

参議院文教委員會會議錄第十六号

昭和三十三年四月二日(火曜日)午前十一時二十五分開会

委員の異動

本日委員大野木秀次郎君辞任につき、その補欠として近藤鶴代君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡 三郎君
理事 野本 品吉君
矢嶋 三義君
常岡 一郎君

委員

川口爲之助君
近藤 鶴代君
左藤 義詮君
田中 茂穂君
林田 正治君
吉田 萬次君
安部 清美君
高田なほ子君
松澤 靖介君
松永 忠二君
湯山 勇君

政府委員

文部省初等中等教育局長 内藤馨三郎君
運輸政務次官 福永 一臣君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員 運輸省自動車局業務部長 国友 弘康君

説明員

運輸省自動車局業務部長 国友 弘康君

日本国有鉄 石井 昭正君
道常務理事

本日の会議に付した案件

○教育、文化及び学術に関する調査の件
(中学生に対する国鉄運賃割引に関する件)
(盲・聾学校の幼稚園及び高等部における学校給食に関する件)
(公立の盲・聾学校の幼稚園及び高等部の整備に関する件)
(盲・聾学校及び養護学校への就学奨励に関する件)
(公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する件)
(高等学校の定時制教育及び通信教育の振興に関する件)
(へき地教育の振興に関する件)

○委員長(岡三郎君) これより文教委員会を開会いたします。
委員の異動について報告いたします。本日大野木秀次郎君が辞任され、近藤鶴代君が選任されました。

○委員長(岡三郎君) 先刻開きました委員長及び理事打合会の経過について報告いたします。まず中学生に対する国鉄運賃割引に関する件であります。これに関連して学生のバスの運賃割引について質疑の通告がなされておりますので、これをあわせて許可することといたしました。

○政府委員(福永一臣君) 説明員より

ける学校給食に関する件外四件は、その後懇談会を行うことといたしました。

なお来週火曜日九日午後一時、神田周辺の学校における騒音防止の件について現地視察を行うことといたしました。

なおコマ劇場の見学を十日午後一時に行うことにいたしました。

なお四日の木曜日に都留重人君についての件について文部省、外務省より事情を聴取すること及びあわせて茨城県、徳島県、香川県、高松県、愛媛県、高知県の被爆事件について文部省の報告を求めることをきめました。

以上であります。

○委員長(岡三郎君) ただいまより中学生に対する国鉄運賃割引に関する件を議題に供します。質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 運輸政務次官に伺いますが、鉄道運賃法の一部改正法律案はすでに国会で成立し、昨日から施行されることに相なったわけですから、これらも、この運賃改正案を作成する段階において、現行の学生割引率五割を引き下げるかどうかという点は、いづれ部内で問題になったと聞いているわけですが、このたびの改正案では現行学生割引の五割というものは現状維持と相なっておりますが、今後これは変更することなく、この五割割引というものを堅持されて参る方針だと考えますが、念のために伺っておきたいと思

詳細について説明いたします。

○説明員(石井昭正君) 今回の運賃改正の原案を作るに当りまして、現在の学生割引、俗に学割と称しております。学割の五割、これは御承知のように、国鉄線五割、私鉄線二割のこの割引率の変更についていろいろ論議がなされたというお話でございますが、国鉄当局といたしましては、この点については今回の運賃値上げにつきましては、初めから現行のまま据え置くことにいたしております。この際こういう原案を持ったこともございせんし、まだ審議の御過程において問題になったこともございせん。なお今後この割引率を縮小することはあるかないかというお尋ねでございますが、ただいまのところ私もそのようなことは考えておりません。

○矢嶋三義君 重ねて石井理事に伺いますが、昨年運賃改正の問題が起った当時——当時は現在の岸内閣でなかったわけですから、その当時われわれが質疑をし強く要望したことは、法律事項でなくて処理される中学生の小人扱いの乗車賃の問題、すなわち十二才まで個人が乗車する場合に半額、子供扱いになっておりますが、同じ義務制の中学校の生徒諸君は、百一キロ以上の場合には割引証を受領して、割引の恩典に浴するわけですから、それ以下の子供を乗車する場合には、全部大人並みの運賃を払っているわけです。当時私も、義務教育が九九年になったのであるから、義務教育諸学校の生徒児童は子供並みと、半額とすべきであ

る、かような改正を一日も早くやってほしいというのを強く要望し、当時、まあ検討するという御答弁をいただいていたわけですが、この点は、この運賃改正等に伴ってかように処理されるお考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思っております。

なお文部省にお答え願いたい点は、私は義務教育が三九年延長になったあの当時から、当然小学生、中学生を同じような扱いにするために、文部省としては教育的な立場から努力をされるべきであつたと思つております。今さらこ

でしようというお尋ねをいたします。今さらこざいせんが、新教育は、軽減した率を認めるというのが必須条件でございますので、近距離の列車利用あるいはバス利用というものは、新教育の面ではいづれ必要であり、行われているわけでございますから、その精神からいっても、小学校、中学校を同じ扱いにされるべきものと、かように私は考えるわけですが、文部省としてはどういう御見解を持ち、過去においてどういう御努力をされたのか、また今後の見通しをどういうふうに見持っておられるのか。かつてもお伺いしたことがあるわけですが、なかなか実現いたしませんので、この際重ねて伺いたいと思つております。まず石井理事さんの方から御答弁願います。

○説明員(石井昭正君) 中学校の生徒を小人扱いするという御要望でございます。学校の義務教育制度という点とあわせてお考えになれば、一応そう

そこで、今回の御要望でございますが、そういうわけでございますし、またいろいろの観点から、私どもの方の旅客扱いの観点から見ますと、これはやはり現状以上拡張することは、取扱い上の面からも、また収入という観点から見しても、困難ではなからうかと考えております。また諸外国の鉄道の例を見ましても、大体満十歳というのが例でございまして、わが国の場合は、さらに一段とその制限を多くしているというような状況でございします。もちろん学生各位に對しまして、私どもといたしましてできるだけの御便宜をおはかりすることは、これは当

ほど絶対額は多額なものにならないの
じゃないかと、こういうふうに考えて
いるわけでございますし、また取扱ひ
上の便宜上も考えまして、一応た
だいまのようにやっているわけでござ
います。いろいろな学生各位に對し
ましては、私どもとしては諸外国と
比較いたしまして、まあ率直に申し
ますれば、例のないほど御便宜をお
はかり申しておりまして、先ほど申
上げましたように、小人運賃という
ことは、あくまで小人という体位そ
の他の状況から見て判断いたして
きめておりますし、また鉄道運輸
規程にも定められているのでござ
いますので、現在のところ御要

ございましたように、戦前及び戦後におきまして、この点は義務教育とは必ずしも関係なしにきたのだ。こういうような御主張でございまして、これも一つのお考えだと思っております。

そこで、今後この問題について学習上支障のないようにするということが必要ではないかと考えるものであります。今のように、これを子供の年令を十五歳までに引き上げるという行き方よりも、むしろ学習上支障のないようにするという方が筋ではなからうかと考えているのであります。たとえば修学旅行その他につきまして、負担のな

うものは今の新教育、中学生の面では非常に多いわけです。さらに相当時日をかけての修学旅行というものは、学校内における教育の延長としてこの修学旅行というものはなされているわけです。従つて私はこの義務教育学校の中学校の面についてはもう少し汽車、バス等の交通機関の運賃についてはもう少しあたたかい氣持を持つ必要があるのではないか、かように私は考えます。もちろん先ほど石井理事がお答えになつたように、近距離に一々割引を出すということになる、大へん手数がかかる、それらを考へて百一キロ以上が適当だと考へるとの言葉もわからない

こともないけれども、しかし小中学校の生徒を見た場合に、弁当を持っていけないような子供もたくさんいるので、すからね、教科書も買えない子供もいるわけですから、そういう生徒を少しでも救いたいというのが政府としては法律をこしらえ、あるいはさきやかながら予算化しているわけです。また何十万という長欠生徒もいます。それから今の学校教育法では夜間中学というのは認められていないのだけれども、経済的な理由から昼間の中学校にいけない、法をくぐって夜間中学校に通って、夜間中学を設けざるを得ないという、こういう諸情勢があるわけです。従って先ほど文部省の内藤局長からもちよつと出ましたが、たとえば五人、十人という小さなグループで理科等の観察にバス、汽車を利用していくとか、あるいは隣の村、隣の町とスポーツの交歓試合をするに当って教師が引率して行くとか、こういう場合に学校長の証明によって割引をするとか、また現行法では三十人以上が団体として割引の恩典に浴しているわけですが、三十人以上の団体が修学旅行に行く場合に、現行では小学校の生徒はおとなの半額の料金に対して三割引なんです、ね、中学生はおとなの料金に対して五割引ということになっているわけですが、こういう一年に一度あるれつきとした学校内の教育の延長として行われる修学旅行に対しては、個人は別として、少くとも修学旅行の団体の場合だけでも小学校と同じ扱いにするという程度は私はあたたかい思いやりというもののは国鉄当局として持たれてしかるべきじゃないかと思う。またそのことは国鉄の収入にさほどこの面は影響は

んに伺いたのですが、小中学校を通じて学校長が証明し、保証する教育活動の一環としてのバス利用、あるいは列車利用に対しては必ずしも三十人を欠けても義務教育諸学校生徒としての割

引の取扱い方をする、あるいはもう一点としては中学校の生徒の修学旅行、これは三十人以上になりますが、そういうことはもう教育の一環としてやるわけですから個人々々の子供扱いにしないで、教育の一環として行う修学旅行の団体割引については義務教育と

いう立場から小中学校並みという、この際御検討をお願いすることは私はそう無理でないと思うのですが、これを御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○説明員(石井昭正君) お話の御趣旨はよくわかりますのですが、私どもも

いたしましてやはり御承知のようにこれによつて政府から御補助をいただくというわけには現在なっておりません。いろいろ収入の問題、取扱手續等の問題もございますので、そういう点もいろいろあわせ考えて研究いたすことはこれはお約束いたして差しつかえ

ないと思いますが、今ここでやるかやらぬか言えというようなお答えは御答
赦願いたいと思います。

○矢嶋三義君 福永政務次官にお伺い
しますが、政治家として今運輸行政を
あなた担当しておられるわけですが、
先ほどの小中学校の生徒の運賃の取扱

いについては私の伺っている点、趣旨をいかようにお考えになりますか。おそらく政務次官としてはぜひそういうものは実現するように努力したいというようなお気持ちになっておられるのじやないかと思いますが、念のために伺

いたいと思います。

○政府委員(福永一臣君) 矢嶋委員の御見解、御意見私もよくわかるわけですが、先ほどから国鉄の石井理事が答弁いたしておりますように、何分にも制度というものは必ずしも社会の実情やいろいろな社会的な諸問題ともマッチしないところがあることはまた同時に遺憾でございますが、これもまた一つの法則として国鉄も基準をとって運営していかなければならぬ関係で、まことにどうも遺憾千万でございますけれども、御意見の通り満足な御期待に沿うことができないのはまことに遺憾でございます。しかしながら、これはまたいろいろ御相談申し上げ折衝の過程において何か方法を見出してできるだけのことをごちやうと処理いたしまして、そうしていろいろ御期待に沿うように国鉄当局も奮勵いたしまして研究をさせたい、こう思います。

○矢嶋三義君 この点については、当事者である石井理事から御答弁がありましたが、一つ誠意をもって御研究、御検討いただき、できるだけ早い機会に実現するように御配慮いただきたいとお願いを申し上げておきます。

次に承わりたい点は、同じ国鉄の所管内においても列車とバスの割引というか、隔たりがあり過ぎる、それからまた国鉄と私鉄の場合、割引率に隔たりがあり過ぎる、これを国鉄の列車の割引率にもう少し私鉄に接近せしめてし

かへべきではないかと、かように常々考えておられるのですが、この点については国鉄当局としては列車、バスの割引率の差についてどういふふうにお考えになつておられるか、またこの私鉄の運賃の許可をするような場合に、どうい

う態度でこの御指導、対処をされておられるのか、承わりたいと思います。

○説明員(石井昭正君) バス運賃の割引率は列車に比較して少い、御指摘の通りでございます。これはまあいわゆる輸送機関としての採算のあり方を見ますと、何と申しましても鉄道の方は大量な輸送ができますもので、ある程度こういうまあ社会政策的と申しますか、文教政策的な割引を申し上げてもまあそれにたえ得る力を持つておる。しかしながらバスの方は輸送単位も少く、一車当りまあせいぜい百人というような程度で運行しております企業形態から見ますと、どうしても、ここに割引率の差が出るということはい

私やむを得ないんじゃないかと考えておりますが、バスの運賃につきましては、これはひとりで国鉄だけではない、国鉄がやっておりますのはごく小部分でございます、結局民間バスが大部分を占めております。やはりこの運賃調整という観点も考えてあわせて行わなければならぬと思うのでござ

います。しかしこの私鉄あるいは私バスの運賃につきましては、私どもの方は単に国鉄並びに国鉄バスの運賃をいましておるだけで、行政官庁でもござい

ませんので、行政官庁である運輸省の方から御答弁をお願い申し上げるようになつていきたいと思います。

○矢嶋三義君 運輸省のお答え願います。

○説明員(国友弘康君) お答え申し上げます。今石井常務理事から、まあ国鉄の運営いたしておりますバスは全国的には部分が割合少くて、民間バスとの運賃についての調整を考えねばなら

ない、こういうようなお答えがありま

したので、国鉄バスにつきましては民間のバスと同じような運賃体系をとるといふことになつております。

で、この点は国鉄バスと民間バスとが同じ路線を走つておるところも相当ございまして、まあそういう場合には違つた運賃をとるわけには参りませんので、大体全部国鉄と私バスとの運賃は——民間バスとの運賃は調整をとつて、統一運賃をとるといふ形にいたし

ております。割引率につきまして申し上げますと、大体学生定期につきましては十二歳を基準にいたしますことは

国鉄と同じでございますが、十二歳以上のおとなにつきましては、通学につきましてはおとな普通運賃の三割引にいたしております。それから十二歳未満の子供につきましてはおとな普通運賃に對しまして六割五分引きというこ

とにいたして、大体これが基準でございます。これを基準にいたしまして現在実施しておりますのは一月月につきしま三割引以上、三か月の定期につきましては四割引以上ということになつてお

りまして、大体現在各業者が実施しております学生定期につきましては、四割引から六割引程度の線で個々の業者の申請によりまして運輸省で認可をする、こういう建前をとっております。

○矢嶋三義君 その割引率を国鉄の線にもう少し近づけるような指導はできないものでしょうか。

○説明員(国友弘康君) ただいま申し上げましたように、まあバス運賃につきましては個々の会社の認可申請を待ちまして、原価計算をいたしまして運賃を認可するわけでございますが、原

価その運賃の計算に、運賃を認可する

場合に、道路運送法の第八条に運賃の認可の基準が書いてございますが、その基準の五つばかり要件があるのであります。一、二を申し上げてみますと、「能率的な経営の下における適正な原価を償ひ、且つ、適正な利潤を含むものであること。」「特定の旅客又は荷主に對し不当な差別的取扱をするものでないこと。」「まあその他要件があるものであります。この適正価格を計算

いたしまして、それに適正な利潤を付加するという形で認可の場合の申請をいたしておるわけでございますが、現在その原価構成要素を考へてみますと、間接費でありますところの車両償却費とか、諸税とか、備品費とか、事故賠償金とか、支払い利子とか、まあそういうたぐいの間接費が大体五割あるいはそれ以上かかっております。その他直接費として燃料油費とか、タイヤ、チューブ費とか、車両修理費とか運転関係の人員費というやうなもの

がございまして、ここでその割引をいたしますとやはりその割引による減収がございまして、減収率を見ましてこれは普通運賃を支払う旅客に付加して取るわけになるのでございまして、それで直接費にまで食い込んで一般の普通旅客から取るというのも、非常に一般の負担を重くするのではないかと、こ

とも考えられますので、まあ大体現在のところでは先ほども申し上げましたやうな三割引を基準にいたしまして、三割引ないし四割引ということ

で、個々の業者の申請によりまして認可をする、まあこういう建前をとつておるわけでございます。

○矢嶋三義君 私はこの国鉄の列車、バス、さらにこの国鉄と民間の電車

バスとの割引率の非常にこの開きのある点、遺憾に思うわけですが、それ

で、最後に伺いたい点は、最近この修学旅行を行う学生は客車の配車に非常

にこの隘路があるというのを聞いております。まさかこの国鉄当局では修学旅行よりは他の一般の団体に配車を優先的にするというようなことは私

は行われていないことと思ひますけれども、配車がないために、一人々々が五割引の切符を買つて、そうして普通列車の一般旅客の中に乗車するとい

う場合が最近相当多いようです。これは修学旅行の目的からいって芳ばしくないし、また事故の誘発の原因にも

なると思ひますので、最優先的に客車の配車ができるように御配慮願わな

くちやならぬと思うので、現状はいかやうになり、また見直しはどう立てられておられるのか、また修学旅行の時期等についてもいろいろと御指導される方途もあるかと思うので

けれども、それらの点はいかやうに取り扱われておられるかということ

と、それから他の委員からも質問があると思ひますが、文部省としてはこの義務教育が九カ年に延長になつたので

すから、さらに政府の方針として学校の統廃合というのも文教政策として取り

り上げておられるのですから、学生の毎日の通学費の問題、また教育の一環とし

ての旅行におけるバス賃、汽車賃、こ

の

の

の

の

の

これらの問題については真剣に取り組まなくちゃならぬと思いますのでそれらの点について基本的にどういう考えを持っておられるのか、それだけを承わって私の質疑を終わりたいと思います。

○説明員(石井昭正君) 修学旅行が非

常に盛んになりましてまことにけつこうなことと思っておるわけでございませうが、遺憾ながら私どもの方の客車が不足のために、御要望に十分応えられないということも事実でございまして、まことに申しわけないと思っております。御承知のように、最近の旅客の輻湊というものは、非常に著しいものでございまして、私どもの方では何と申しますか、あらゆる手を打ってやっております。客車の繰動員までやっております。わけでございます。一般のお客さんも非常に多いために、この方に対して最も盛期には定員の二倍もすし詰めで、お小言をちょうだいするというような状態になっております。一般旅行ということも、私どもとしては決して等閑に付するわけには参らないと思っております。ただ修学旅行の学生諸君に対しては、ただの御便宜をはかるという気持は、ただいま先生おっしゃった気持は、もちろん私どもは十分持っております。ところが御承知のように、季節的に何といたしまして一般のお客さんの多い季節にやはり修学旅行が集中する、これはごもつともなことで、これをどうのこうのというわけには参りかねると思うのであります。ただいま本年予定されております大体中学校以上の修学旅行の実際的人员も二百三十万人ぐらいただいま私ども計算しておりますが、そのう

ち春に百六十万人、夏が二十五万人、秋が四十八万人で、冬の方は全然ない、こういう見込みでございませう。いふふうに見込みでございませう。春と秋に集中いたしますので、私どもの方は現在持っております車の余裕というのは、弾力性はせいぜいしほりにしほって四百五十両ぐらしか客車が出てこない、これは普通予備車で検査その他の車のかわりに充てるやつでございませうが、そういうものを一時繰り上げたり繰り下げたりして弾力をつけまして、大体四百両から四百五十両程度しかないのであります。で、これにつきましてこの程度のうちから三百六十両を私どもは修学旅行用に使用いたしまして、主要幹線にいわゆる修学旅行用、団体の臨時列車を運転しております。ところがまあ春のよう

な……こう殺到いたしますと、どうして無理な計画になって、私どもとしては決してお断りするわけでもありませんが、あまり御無理な何か時期をお繰り合せ願えないかという御相談をいたしまして、結局まあどうしてもこの時期でなければならぬという御要望が多いために、定員の二五〇％、五割増し程度はどうしても、まあそれでもいいからというふうなお話で、してしまふので、まことに申しわけないと思っておりますが、ただまあ五〇％までならば、五割増し程度ならば三人がけというふうなこと、少し窮屈で長途の旅行にはお気の毒だと思ふのであります。何かそれを三人がけというふうなことをやっていたければ、まあ御疲勞はもうあると思ひますが、ひどい御疲勞にならぬでやっていたらいいかと思ひ

て、私どもの計画は、すべてこの最高点のときでも、一番悪い場合でも五割増し以内でとどめるように指示はいたしておるわけであります。なお昨年の秋からは東海道線の夜行に對しましては補助椅子を設けまして、これでも何か御便宜をはかる方法を講じておりますが、大体この補助椅子も非常な御好評をいただいたおようでありませう。これを増配いたしたいと考えております。東海道線、山陽線という長距離を走ります団体の臨時列車には全部取りつけるように進めて参りたいと思っております。私どもは一般団体の方がもうかるから、修学旅行の方はあと回しにするという考え方は毛頭ございせん。むしろ逆でありまして、修学旅行は一番多いと思われまして三月二十一日から五月二十日、それから九月二十一日から十月末日までは臨時列車は修学旅行だけに限定いたしました。一般団体の臨時列車は、これは原則として受け付けないことにいたしておるわけであります。しかし、そういうふうにいたしました、一般団体の方には御迷惑をかけてはいるのであります。何かと申しましても輸送力が不足のため御迷惑をかけていることは事実でございませう。

○政府委員(内藤三郎君) 学校統

合等によりまして通学をいかにするかというお尋ねでございませうが、この点はまことに私どもも重要な問題と考えております。各県によつていろいろやっておりますが、一つはスクール・バス普及でございませうが、これを県で購入いたしまして、民間との契約で特別運賃を設定すると、こういうような行き方がありますので、なお僻地のスクール・バス等の問題もあり、今後でるだけスクール・バスとか、スクール・ボートに対する助成をいたしまして、義務教育の通学の負担を軽減するように努力して参りたいと考えております。

設備に對して相当の資金を予算で認めていただきましたので、できるだけ努力をいたしまして、一日も早くこういう状態を切り抜けて、御要望のときにできるだけ楽な旅行をして差し上げられるように努力いたしたいと思ひます。で、しばらく御しんぼう願ひたいと存じておる次第でございませう。

○湯山勇君 ただいまの矢嶋委員の質

問に關連をして、特に私は民間バスの問題についてお尋ねいたしたいと思ひます。まあ今年度特に学校統合の予算が昨年の倍額に増加されておりますから、町村合併に伴う学校統合というものはさらに促進するといふように考えております。ところがそのことは一面、特に中学校においてですけれども、通学距離が非常に長くなるということもこれはやむを得ないことだと思ひます。で、私が調べたところによりまして四力町村が合併いたしましたので、そのために今までは徒歩通学の範圍にあつた

ものが二里以上の通学をしなければならぬ、これが百名をこえておる、こういう事実も起つております。ところが御承知のように、そういうようなところであっても、最近民営バスといひますか、民間バスが非常に発達して、バスの路線は溪合々々になっておりますから利用ができるわけでございませう。ところがこの料金ですけれども、これはさき御答弁の中に申請によつて認可するというところでございませうが、實際は通学割引の制度をとつていないところもあるやに聞いておりますし、それから私の調べたところでは、ここからこまでは通学割引をするけれども、これを越えた分についてはしないというように距離制限をしておるものもございませう。これはたとえて言へば、埼玉の方から来るのに東京までは通学割引をするけれども、東京を越えた横浜までは割引をしない、こういうことなわけです。いなかですからそういうことをやっておるところもありませう。で、こうなりますと学校統合はできる、それによつてバスのお客さんはふえるのにもかかわらず、結局学校統合の影響は父兄にだけに負担増になつて参りますから、その金額は月二、三百円、はなはだしいのはもつと多いのもあるやうでございませう。これは非常に負担になっておるので、特に僻地教育振興会等においても通学費の補助を出してもらいたい。こういう要望もかなり強く出ておると思ひます。今内藤局長からはスクール・バスということも考へるということでございますけれども、文部省はすいぶん僻地の通学バスについては努力をなさつたのかかわらず、昨年も今年も、また来年度も

これは実現を見てはおられません。そういたしますと結局、この学校統合の被害は父兄だけにかかってくる。このことは、なるほど形態としてはよくない。たうに見えますけれども、教育の機会均等、こういうような点から言えれば必ずしも学校統合ということが所期の効果を上げ得ないというようなことになるわけで、これは解決の方法としては、やはり政府からこういう場合の通学費に対する補助をすることが一つあると思います。

それから第二は、局長の言われたように、スクール・バス、これをまあ政府として積極的に補助をして設けさせると、それから第三は、スクール・バスでさき言われたように、ただ町村とバス会社の契約でなくして、運輸省なり政府なり、直接関係しておられる運輸省、文部省が積極的にこの問題を取り上げて、実現の方向に努力をするということでは、現地まかせではとてもこれは実現しないと思うわけ

です。最後に残された問題は、特に運輸省の方でお願い願って、そういう通学のバス料金については、そのことによって乗るものがふえたということですから、さっきの御説明のように、現在のワタの中で割引率をふやすというのでしたらこれは減収になりますけれども、そのことによって数十人、数百人の乗客がふえるわけですから、この分については相当割引をしましても、とにかくきりぎりすのところまで割引をしていただいてもさしあたって経営に支障があるという要素は出てこないと思いますので、そういう方面からの割引の措置を講じていただく、これらの

方法しか私はないのじゃないかと思ひますけれども、残念ながらそのどの一つも現在とられてはいないわけですから、このままはおつておくというところは、町村合併も政府の施策としてこれは文部省は責任ないとは言えないし、運輸省もまた政府の施策として相当強制的にやられたわけですから、運輸省も責任はおれたちにはないのだというわけのものでもこれはないと思います。また学校の統合にいたしましても政府の施策としてやってこれた以上、そのし

わ寄せを父兄にだけ寄せてそれで知らぬ顔しておけるといふものでもないと思ひますので、私はただいまの矢嶋委員の御質問に関連して、これについて一体どうされるのか、将来その点についてはどうしても適切な対策を立てなければならぬというようにお考えになっておられるか、それらの点について文部省及び運輸省の御所見を伺いたいと思うわけでございます。

○政府委員(内藤三郎君) ただいまの湯山委員のお説まことにごもっともでありまして、実はアメリカでも学校統合が非常に盛んに行われておりましてアメリカの教育界における一大問題になっていくことは皆さんも御承知の通りだと思ふのです。この場合にやはり一番中心になるのがスクール・バスの問題でございます。そのスクール・バスをどういうふうな教育委員会が運用するかという点で、私も実はこの点を調べたのですが、いろいろございまして、スクール・バス自体を教育委員会が購入して運転までしていくというのもありますれば、あるいは民間にこれを委託経営をするというふうな事例もあるのであります。日本におき

ましては町村合併が最近急速に起りましたので、私もはまだ今御指摘のような事態が各所に起きているというところを十分調査もいたさなかつた点は申しわけないのでございまして、今まで僻地教育という点で御承知の通りスクール・バス、スクール・ボート、あるいは発電装置というふうなものを要求して参つたのであります。本年とりあえず視察教育、特にスライド、あるいは映画、放送というふうな、そういう面による学習効果を上げるために発電用装置を約一千万ほど予算を、僅少ではございますが、予算を計上したわけでございます。で、町村合併につきましては昨年度からそろそろ校舎の統合を始めた程度でございまして本年は前年よりも倍額の子算を計上することができましたけれども、今後町村合併に伴う通学の問題というものを私もは真剣に考えなければならぬと思つていたのであります。で、この僻地の場合に、いつも予算上問題になりますのは交通がバスにたえないのじゃないかという点が従来指摘されておつたのであります。

今後町村合併及び僻地教育という点から通学上の問題として、私もはスクール・バスの助成等につきまして一そう努力をいたしまして一つ御期待に沿うようにいたしたいと思ひます。

○説明員(国友弘康君) 最近学生、児童の通学距離が延びているという事実は確かに認められると思つたのであります。が、先生のおっしゃいました通学割引制度をとつておられないところがあるというふうなお話もございましたが、現在はその制度をとつておられないバス会社はないと思つております。これは社会政策的見地もございましたので、

昭和二十六年からは学生割引については必ずやるということになりましたので、そのことはないと考えております。

それから距離によって制限をする点につきましても、最近にはその例はないと考えております。前にはあるいはそういう制度をとつておつたところがあるかもしれないが、大体現在におきましてはもうないと考えておるのであります。あるいはそれがございまして、バス会社が違つておるのではないか——バス会社が違つておる場合には、同一の会社ではありませんで、違つておるのか、そういうふうな考えられます。私どもの方でいたしましては、先ほど申し上げましたような原価の計算をいたします場合に、間接費と直接費とを考へておりまして、先生のおっしゃいますように、それだけの人員は増加にはなるのであります。が、その増加された人員につきましても、やはりバスに乗ることは、乗られるお客さんではあるもので、それだけ人数がふえますれば、やはりバスの増発をしなければならぬ場合もあり得る、そういう場合には直接費まで食ひ込ませることは、民間バス会社も企業としてやっておりますので、いかがかと思われまします。で、先ほど申し上げましたような、三割ないし四割の線を基準にいたしまして、個々の業者の申請を待つて六割くらいまで認めておる、こういう形になっておるわけでございます。

○湯山勇君 これは政務次官から一つ御答弁いただきたいのですが、今のうちに遠距離、特に義務教育の児童生徒の遠距離通学がだんだん多くなつた。

しかし実際にこれらの状態は、電車のある所とか、あるいは鉄道のある所とかいうよりも、僻地めいた所、そういう所の唯一の交通機関というものはほとんどが民営バスです。その民営バスが、ただいまの御答弁のように、なるほど乗る人がふえてもその経費もふえるんだということですから、これは考え方であつて、それに必要な最小限度の経費、最小限度の利潤というところになれば、私はこれらについては最大限の割引が適用されてしかるべきではないか、損をするというところではなくて、そういう考え方に立てばもつと大幅な割引が適用されていいのじゃないかというところを申し上げておるわけですから、そこで運輸省としても今のよう割引の点について、今後一つ積極的に努力をしてみたいとお考えかどうかというところが一点、それから第二点は、今のうちにそれらのバス会社に対して市町村の教育委員会から、特に通学のためのバスの配置、こういうことと申請があつた場合には特に協力するといふような措置をおとり願ふものかどうか。

それから文部省にもう一点お尋ねしたいのは、僻地のスクール・バスが三十三年度から実現するかどうかは別として、こういう状態に対して、今のような状態から起る通学費に対して補助をするといふようなことについて検討の用意があるかどうか、この点を一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(福永一臣君) なお、ただいまのお説は十分に運輸省としても検討いたしました。民営バスの指導に当たりましたら、十分に検討いたしました。

してサービスの改善、あるいはまた料金等の調整について、一その一つ研究をさせるように指導いたします。それから第二点のサービスの点でございましてね——これはもちろん、運輸省といたしまして路線の許可をいたしました以上は、そういうサービスの点でも十分責任を負わせることになつておりますが、いろいろ利用される方々の苦情などはどうも言つてもらつて、そうして自動車業者のサービスが十分に行き届くように指導したいと思ひます。

○湯山勇君 業務部長からも一つ、もう少し具体的に何か……。

○説明員(国友弘康君) 第一の点でございまして、政務次官から今お答え申し上げましたように、できるだけ実情について検討いたすつもりでおります。ただいまのところガソリン税の値上げの関係、あるいはその他の運賃構成の要素の騰貴というようなものがございまして、運賃の額につきまして改訂をしたいという希望が、各民間バス業者から出てきつた状態でございます。まして、四、五の県につきまして運賃値上げになりますが、それを認可いたしました所もございまして、まあその際におきまして、定期運賃等につきましてもわれわれとしては検討をいたしておりますので、それらの原価構成要素につきましても詳細にわたつて検討いたしておりますので、まあどの程度まで割引ができるかというふうな点について十分研究をいたしたいと考えております。

それから通学等におきます教育委員会からの要望について等のことにつきましても、そういう御要望がござい

ましたら、その該当の民間バス業者に指導、改善するように、まあ指導するということはいたしたいと考えております。ただこれだけわれわれはその原価の計算を申し上げるので、はなはだしくなおりますが、山間僻地の地域におきましてバスを運搬いたしますと、やはりその乗車効率が低くなりまして、簡単に考えればなりまして、満員でバスが走りまわす場合には運賃収入も非常に多いものでございまして、これは相当にペイするのであります。三十人乗りのバスを運搬いたしましたして十人しかお客さんが乗りますと、それは相当に収入が少いものでございまして、あるいは原価にまで食い込んでしまふ。それはよその地域の運賃収入から補てんするというような形になりまして、そのバス会社の総合的な経理をわれわれとしては見ておるわけでございしますが、そういう点もございまして、その配車の実情と、それから一般の学童の輸送難の要請とを両々に合わせまして、できるだけ各地方の御要望に沿うように努力したいと考えております。

○政府委員(内藤三郎君) 町村合併に伴う学校統合による通学費の問題でございまして、二つの考え方が成り立つと思つております。一つは、通学費に対する直接補助の考え方、もう一つは、スクール・バス購入費に要する国の補助、この二つの考え方があり得ると思つております。この場合通学費に対する直接補助の形はますます困難ではなからうか、むしろ現在都道府県で相当実績をおさめておりますスクール・バス、この方に助成する方がより効果的ではなからうか、また国の予算の支出

の面から申ししましても適切ではないかと考えておりますので、スクール・バスの購入費に対する助成という点で三十三年度予算では十分検討してみたいと考えております。

○矢嶋三義君 最後に伺ひますが、それは今まで私どもは学区内から小中学校に通う生徒、児童の足並並びにさらに大学、高等学校学生、生徒を含んで、彼らの足並をできるだけ安くすべきたという立場から質疑をしたわけですが、皆様方の考え方からいって、善処を確約していただいたわけですが、この際一言私は文部省にただし、また御善処いただきたい点は、それだけでは解決できないと思つております。日本の学生、生徒、児童の交通難の問題、それから足並の問題というものはそれだけでは解決できない。というところは、大学から小学校に至るまでの学校差の問題、これに対してわが国の文教政策として文部省はあまりにも私は消極的だと思つております。大学においてはいつも言われるように大学予算の傾斜配当というので、どうしても特定大学に重点を置いてだんだんと大学差というものを縮めるところでなくて、ひどくなるばかり、さらに高等学校の段階では学区制堅持と言ひながら、近ごろの全国の高等学校の状況はどうですか、学区制はほとんどこわれつつある。そうしてバス、汽車を利用して遠方から通つてくる。まことに私は寒心すべき状態だと思つて。さらになお嘆かわしいことは義務教育の小中学校の段階について、東京都内なんか特にひどい。子供だけどこかに名義上だけ寄附して、それうしてもぐり入学をしている。これは教育委員会もさることながら、やはり

困の一つの文教政策として大きな筋金を入れて適正なる指導を私は文部省はやるべきだと思つて。あの小さな小学校の生徒が満員電車にもまれて、そうしていわゆる有名校に通つていく姿というものはますますひどくなりつつある。これは国あるいは地方公共団体の財政との関係で、施設、設備の問題が均等化されない、そういう面もありましよう。しかし方針を堅持して決意さえすれば、施設、設備の面とともに、他面、先生がたくさんいらつしやる、先生の中でも人の顔が違ふように、優秀も若干あるわけですから、その職員構成だけでも若干の苦心をすれば、学校差というものはなくなつていき、少しずつでもそういう傾向は是正されていくと思ひます。ところが大学から小学校に至る教育行政を見てみますと、むしろ油をそそぐ方向にいつてい

る。そういう点について私は文部大臣の出席を要望したわけですが、文部大臣のおいでになつていないのは非常に残念に思つておりますが、そういう点も考えていかなければ、前段においてわれわれが質疑応答をしただけでは、学生、生徒、児童の足並と交通緩和の問題は解決できないと思ひます。その点について終戦直後新学区制が発足した当時のことを想起されて、文部当局として私は筋金を入れていただかなければならないと、かように考えているので、大臣はおられませんか、初中央局長は義務制の担当者でもありますから、お答え願ひたいと思ひます。なお私からこういう質問があつたということは、大臣にお伝え願ひたい。次の適当な機会に大臣の御所見を伺うことをあなたからお伝え願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) 今お尋ねの点は私まことにこもつともだと思つてございまして、やはり学区制の問題にいたしまして、義務教育の問題でも教育の機会均等という点に重点を置いてやつて参つたわけでありま

す。ただ現実には学校差があるというところ、これも事実だと思つて。私もはできるだけ学校差をなくすようにしたいと、努力しておるところでございまして、何といひましても、学校差というものは根本は人にあると思つて。校舎の美しさを誇つておるわけではなく、教師あるいは校長先生の識見に待つところが多い。有名校といふのは教職員の組織がいろいろあるといふことに尽きると思つて。こういう考えから教職員の適正配置といふことを盛んに私は言つておるのですが、なかなかそう思うように先生方の異動といふこともできないからといつてほうつておくこともできませんので、できるだけ機会均等になるように適正な配置をいたしまして、学校差をなくするよう

に努力したい。もう一つの問題は、私は父兄が何か一つの狂信的と申しますか、有名校ばかりに集まるという父兄のみえもあるのではなからうか。最近都立の高等学校におきましても、相当各々が整備されてきたにもかかわらず特定の有名校に走る傾向は父兄側も私は慎んでいただきたと思つて。双方の努力によりまして教育の機会均等の実を上げることが私は念願しておるわけでありまして。ただここで従来の歴史なり伝統のある学校は、これは歴史や伝統をますますみがくような方向に、そして悪いところを引き立て、

いいところを引き下さないように、
こういうような配慮はやはり必要では
なからうかと考えておるのでありまし
て、御趣旨の点はまことに同感でござ
いますので、今後そういう方面に一そ
う指導を強化したいと思ひます。

○松澤靖介君 本日鉄道関係の方がお
いでになったこの機会において、バス
の料金、あるいは鉄道の料金の割引の
問題が論議されたのでありますが、あ
るいは要望があったのでありますが、
私はなお別の観点から、この運行時間
ということから、いわゆる授業時間と
いうことに関連しまして、非常に授業
時間が運行時間によって左右されると
いうことの意味において、関係当局に
おきましてこの授業時間に支障を来た
さないようにしていただきたいという
ことを私は申し上げたいと思ひます。
たとえば八時半から授業を始めたいと
いうのにバスなり、あるいは汽車の時
間がそれに合うように発着しない
ということのために九時にしなくちゃ
ならぬ、あるいはまた終業時間を五時
でやめたいというのに、バスの運行が
あとなくなるといふことのために、早
くやめなければならぬというふうな
ことになるので、その意味において何
時間授業をすべきであるといふのを、
たとえば六時間やるのを、五時間と
か、四時間と繰り上げなければ、非常
に支障を来たすことが、これは現実的
に起つておる問題であるので、これら
の点に關しまして、バスの運行、ある
いは汽車の時間、こういうことも実情
に合うように、現実に合うようにして
いただきたい。この点に關しまして
関係当局の御意見を承わりたいと思ひ
ます。

○説明員(国友弘康君) 今御質問のこ
ろに、バスに關する運行時間の点でございま
す。バスにつきましては一日三往復な
いし四往復というふうなところもござ
いまして、実際の場合には、そういう
場合でも通勤通学等には支障を来たさ
ないよう考へておるわけでございま
すが、この三往復ないし四往復のよう
なところもあると申し上げましたの
は、先ほども申し上げましたように、
旅客の数のよりまして、そこを利用さ
れます旅客数が割合少い場合には、や
はりその旅客数から申しまして、それ
に該当するような、一日三往復ないし
四往復というふうな場合もあるものであ
りますが、それでも先ほど申しました
ような通学、通勤には支障を来たさな
いように指導をいたしておりますが、
具体的にこのようにございまして、
うに不便であるというふうな場合に
は、まずその地元において、会社に御
交渉願ひますことも必要でございま
すが、われわれといたしましては、でき
るだけそういうことには支障がないよ
うに指導をしていきたいと思ひており
ますので、よろしく御願ひをいたし
ます。

○委員長(岡三郎君) 最後に時間もあ
りませんが、先ほど運賃の問題につい
て、若者学校のことを言われたのです
が、各種学校について文部省が検討し
てくれるならば、義務制の通学につ
いても検討する余地がある、という
ふうな石井君から答弁があったと思
うのですが、これは相当重要な問題と
思ふのです。このことは、今言つた
ように、国の政策で通学距離がだん
だん延びて、スクール・バスの方の補助
を出すといつてもなかなかそうはいか
ぬ、こういうことで、万やむを得ず乗
物を使わざるを得ないというふうな、
一方において政策を進めて、片一方に
おいては何としても、国として義務を
課している教育の制度に、何とかそれ
も処置してやらなくちゃならぬとい
ふものに対して、それは何とでもでき
ないといふことで手をこまぬいて、片一方
において若者学校の割引をしてやると
いうことが、私は若者学校の割引をし
てはいかぬといふことは言われないが、
義務制を差置いて、そういうことを
言つておるのは理屈が通らぬと思ふ。
要するに、そういう点が合理的に、制
度の問題があるけれども、実情に即し
て運輸当局の方は割引をすれば、結局
どれだけの損になりマイナスになる。
こういう計算上の私のお考えだと思ふの
で、そういう点もあると思ふが、全体
的に制度というものの実情に即して
一つ検討して、文部省としても、は
きりした態度をお示し願ひたいし、そ
れに即応して、運輸省の方でも、あ
りかたくなに、十二才とか何とかとい
うことではなくして、もう少し実情に
即するよう、国の政策が一方におい
て進められてゐるのだから、そういう

場合において、スポーツとか何とかと
いうよりも、私は一番問題は通学だと
思ふ、通学の場合はスクール・バスと
いう問題が解決されればいいが、それ
まで、スクール・バスによつて解決さ
れれば利用者が減るのだから、国鉄の
損害という面が、マイナス面は少くな
るのですから、そういうことを前提と
しても、まず一番先に通学の者に対し
ては、もうりなんかではだめですよ、
もうりではなくして、学校統廃合に
よつて、バスなり電車なり汽車なりを
使わざるを得ない、こういうふうな場
合は私はそうないと思ふ。まず第一に
手始めとして、義務制の学生が統廃合
その他の事情によつて、万やむを得
ず、学業のために学校に通う者につ
いては、この際特段の英断をもつて、私
はやるということではなければ、これは
子供に義務を課しておる建前からい
て、国が一方において広範な統合を
進めるといふことの観点からいって、
どうしても私は理屈に合わない、こ
の点は一つ運輸当局、文部当局にお
いても、特段の御配慮を願ひたいと思
ふ。そうたくさんはないと思ふ。それ
から、一つずつ検討して、その他の問
題に及ぼしてもいい。まず私は通
学問題についてのみは、緊急にお取り
上げ願ひたいと思ふ。それから矢嶋さ
んの言つたような点も同感だと思ふ
が、そのほかに団体三十三人の問題につ
いても、もう少し十五人なり二十人に
下す方法はないか、そういう点と合せ
て、一つ特殊学校、各種学校の問題に
ついて、御検討願ひたいと、この
うふうに考えます。

休願いたします。
午後零時五十六分休願
午後二時二十六分開会
○委員長(岡三郎君) 午前に引き続き
委員会を再開いたします。
育ろう学校の幼稚園及び高等部にお
ける学校給食に関する件外四件を一括
して議題といたします。
本件についてはまず懇談で取扱いを
協議することいたします。
速記中止。
午後二時三十七分速記中止
午後四時四十二分速記開始
○委員長(岡三郎君) 速記を始めて下
さい。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十三分散会
三月二十九日本委員会に左の案件を付
託された。
一、学校医の身分保障に関する請願
(第一五三八号)
一、東京都大森羽田地区所在中小学
校の防音設備に関する請願(第一
五五二一号)
一、熊本城保存工事予算増額に関す
る請願(第一五七九号)
一、建国記念日制定に関する請願
(第一六一五号)
一、香川県坂出市立林田中学校体育
館建設に関する請願(第一六二〇
号)
第一五三八号 昭和三十三年三月十
九日受理
学校医の身分保障に関する請願
請願者 横浜市中区港町六ノ二

八二 島山教衛

紹介議員 谷口弥三郎君

現在、学校医に対する身分保障が確立されていないため、修学旅行等に随行して殉職した学校医はそのまま放置され、まことにゆゆしき問題となつてゐるから、学校保健向上のために全国学校医に対する身分保障を確立せられたいとの請願。

第一五五号 昭和三十三年三月十九日受理

東京都大森羽田地区所在小中学校の防音設備に関する請願

請願者 東京都大田区森ヶ崎町大森第一中学校内大田区東沿岸地区公立小中学校防音対策協議会内

紹介議員 加藤シヅエ君 寺尾豊君 野坂 参三君

東京都大田区大森羽田沿岸の各小中学校は、羽田空港の航空機の爆音によりいちじるしい学業の低下を示しているから、すみやかにジェット機をも考慮に入れた防音設備をこれら小中学校に設置せられたいとの請願。

第一五七九号 昭和三十三年三月二十日受理

熊本城保存工事予算増額に関する請願

請願者 熊本市長 坂口主税 紹介議員 森中 守義君

昭和三十三年には清正公三百五十年祭が挙行される予定であるから、それまでに熊本城保存工事を完了するため、昭和三十三年年度以降最少限千五百万円ずつの保存工事を計上されるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第一六一五号 昭和三十三年三月二十二日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 東京都杉並区和田本町一、〇五五 三須武男 外五十四名

紹介議員 木村篤太郎君

二月十一日を紀元節（紀元祭、紀元の日又は建国日）として国民の祝日に加えるよう、今国会においてすみやかに審議せられたいとの請願。

第一六二〇号 昭和三十三年三月二十二日受理

香川県坂出市立林田中学校体育館建設に関する請願

請願者 香川県坂出市林田町市立林田中学校PTA内 西紋高男外二名

紹介議員 矢嶋 三義君

香川県坂出市立林田中学校は、創立当初から屋内体育館の重要性を認め、これが建設のための予定地を決定しているものであるが、近時朝礼、合同授業、各種集会等その必要度はますます高くなつてゐる状況にあるから、すみやかにこれが実現について善処せられたいとの請願。

を改正する法律案

公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

公立学校施設費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「義務教育年限の延長に伴う公立学校」と「不正常授業の解消のための公立義務教育諸学校」に改める。

第二条第一項中「規定するものをいう」と規定するものをいい、「公立義務教育諸学校」とは、公立学校のうち小学校、中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律において「不正常授業」とは、収容する児童又は生徒一人当りの面積が校舎についての基準坪数に達しない校舎を使用して行う授業をいい、盲学校及び聾学校にあつては、一人当りの面積が寄宿舎についての基準坪数に達しない寄宿舎に児童又は生徒を収容することを含むものとする。

4 この法律において「基準坪数」とは、小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部の校舎又は寄宿舎について、その教育を行うのに必要な最低限度の児童又は生徒一人当りの坪数を基準として定めるものをいう。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 不正常授業の解消のための公立義務教育諸学校の施設の建設 二分の一

第四条第一項中「附帯工事費及

び設備費（以下「工事費」という。）を「及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による設備以外の施設の取得の場合にあつては、買収費）（以下「工事費」という。）設備費」に改め、同条第二項中の「職災復旧」の下に「又は不正常授業の解消のための公立義務教育諸学校の施設の建設」を、「当該職災復旧の下に」又は「当該建設」を加え、「設備費を除く。」を削り、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、同項中「前三項」を「前二項」に、「買収その他これに準ずる方法による校舎又は寄宿舎の取得の場合にあつては、買収費」を「及び設備費」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 不正常授業の解消のための公立義務教育諸学校の施設の建設に要する経費は、小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部の校舎又は寄宿舎について、児童又は生徒一人当りの校舎についての基準坪数又は寄宿舎についての基準坪数に当該建設を行う年度の五月一日（政令で定める集約的な住宅の建設により五月二日以降政令で定める日までの間に新たに校舎又は寄宿舎の不足を生じた場合には、文部大臣の定める日）における当該学校の児童又は生徒の数（寄宿舎にあつては、収容する児童又は生徒の数）を乗じて得た坪数からその日における当該学校の校舎又は寄宿舎の保有坪数を控除して得た坪数により算定するものとする。

附則第三項を次のように改める。

3 第二条第三項及び第五条第二項に規定する児童又は生徒一人当りの基準坪数は、第二条第四項の規定にかかわらず、当分の間、小学校の校舎については〇・九坪とし、中学校の校舎については一・〇八坪とし、盲学校又は聾学校の小学部又は中学部の校舎については二・五五坪とし、盲学校又は聾学校の小学部又は中学部の寄宿舎については三・二〇坪とする。ただし、当該学校の校舎の保有坪数のうち教室に使用することができ

部分がきわめて少いことその他政令で定める特別の事由があるため、これらの基準坪数で第五条第二項の規定により算定した坪数が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められる場合においては、当該基準坪数に百分の百二十を乗じて得た坪数をもつてそれぞれ基準坪数とする。

4 前項の規定による基準坪数については、当該学校の所在地の積雪寒冷度、当該学校の児童若しくは生徒の数、当該学校における一学級の平均収容児童数若しくは平均収容生徒数又は当該学校の校舎若しくは寄宿舎の構造に及び、文部大臣が大蔵大臣と協議して定めるところにより、補正を行うものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の廃止及びこれに伴う経過規定)

2 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭和三十年法律第四百七十七号)は、廃止する。

3 この法律の施行前に公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の規定により交付した補助金の返還及び当該補助金に係る監督に関しては、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

4 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 不正常授業の解消のための義務教育諸学校の施設の建設に要する経費

第三十四條第一項第一号を次のように改める。

一 削除

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、高等学校における農業又は水産に係る産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第三條の三の規定に基づき、国立又は公立の高等学校にお

いて農業又は水産に係る産業教育に従事する教員に対して支給する産業教育手当に關し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二條 この法律において「教員」とは、教諭、助教諭又は常時勤務に服することを要する講師をいう。

(国立高等学校の教員の産業教育手当)

第三條 農業又は水産に關する課程を置く国立の高等学校の教員で高等学校の農業若しくは農業実習又は水産若しくは水産実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百四十七号)附則第二項及び教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)附則第二項から第四項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産又は水産実習を担任する教諭又は講師の職にあることができる者を含む)が、当該農業又は水産に關する課程において、実習を伴う農業又は水産に關する科目を主として担任する場合には、その者に対し、その者の俸給月額

の百分の十に相當する額をこえない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 前項の産業教育手当に關し必要な事項は、文部大臣が定める。この場合においては、文部大臣は、人事院の意見をきかなければならない。

(公立高等学校の教員の産業教育手当)

第四條 公立の高等学校の教員の産

業教育手当は、前條の規定による国立の高等学校の教員の産業教育手当を基準として定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四條第二項中「薪炭手当」の下に「産業教育手当」を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

3 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二條中「給料その他の給与」の下に「及び産業教育手当」を加える。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

4 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「及び薪炭手当」を「薪炭手当及び産業教育手当」に改める。